「リチウムイオン電池等の処理施設リスト」
掲載希望処理施設 公募要領

令和 8 年 11 月

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

１．趣旨

近年、リチウムイオン電池を使用した製品が増加し、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品（以下「リチウムイオン電池等」という。）が廃棄物として処理される過程で、火災事故等が発生し、収集運搬車両や廃棄物処理施設への被害に加えて、処理が滞ることによる社会的影響の発生、廃棄物を処理する体制そのものへの影響が懸念されています。こうした状況を踏まえ、環境省は、令和 7 年 4 月 15 日付け「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について（通知）」（環循適発第 2504151 号）において、全ての市町村が、家庭から排出される全てのリチウムイオン電池等について、安全な処理体制を構築していく必要があることを示しました。

また、同通知では、回収したリチウムイオン電池等について、可能な限り国内の適正処理が可能な処理事業者に引き渡すことにより、循環的利用及び適正処理を行うことを示しています。

このため、環境省では、市町村によるリチウムイオン電池等の処理先の検討に資するよう、処理施設に関する情報を整理した「リチウムイオン電池等の処理施設リスト」（以下「本リスト」という。）を作成し、市町村へ情報提供します。

本公募では、本リストへの掲載を希望する処理施設を募集します。

２．本リストの概要

（１）リストの名称

リチウムイオン電池等の処理施設リスト

（２）リストの目的

市町村が回収した民生用のリチウムイオン電池等について、処理施設に関する情報を整理し、市町村が処理先を検討する際の参考情報として提供することを目的とします。

（３）掲載対象

本公募の掲載対象は、市町村が回収した民生用のリチウムイオン電池等の処理（無害化・ブラックマス原料化等）を行う施設とします。前処理※1のみを行う施設は、掲載対象ではありません。

※1 前処理とは、市町村が回収した民生用のリチウムイオン電池等について、他の二次電池等と混在するリチウムイオン電池を分別する処理、又はリチウムイオン電池を使用した製品を分解するなどして、製品からリチウムイオン電池を分離する処理をいいます。

（４）掲載単位

本リストは、処理事業者単位ではなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく一般廃棄物処分業又は産業廃棄物処分業の許可を受けた処理事業者が、市町村が回収した民生用のリチウムイオン電池等について処理（無害化・ブラックマス原料化等）を行う施設（工場又は事業所）ごとに掲載します。同一の処理事業者が複数の処理施設の掲載を希望する場合は、処理施設ごとに応募してください。

（５）掲載項目

- 処理施設名

- 処理事業者名
- 所在地（都道府県のみ）
- 一般廃棄物処分業の許可の有無
- 産業廃棄物処分業の許可の有無
- 処理の分類※2
- 膨張・変形したリチウムイオン電池等への対応可否※3
- 受入条件※4
- 問合せ先※5

※2　処理の分類について

本リストでは、各処理施設における処理（無害化・ブラックマス原料化等）の内容に応じ、次のいずれかに分類して掲載します。

- 分類 A：リチウムイオン電池等を熱処理又は非熱処理により無害化した上で、破砕・選別を通じたブラックマスの製造を行う施設
- 分類 B：リチウムイオン電池等を適正に処理し、分類 A に該当しない施設

※3　膨張・変形したリチウムイオン電池等について

本リストにおける「膨張・変形したリチウムイオン電池等」は、処理施設における受入可否及び受入条件を確認するための実務上の区分として、次のとおり取り扱います。

- 膨張したリチウムイオン電池等：主に電池内部でのガス発生等により、外装が通常の状態から膨らんだリチウムイオン電池等（特にラミネート型電池において外装が膨らんだ状態を想定）
- 変形したリチウムイオン電池等：落下、圧迫等の外力により、外装にへこみ、曲がり、潰れ等の形状変化が生じたリチウムイオン電池等

※4　受入条件について

- 市町村が処理施設への引渡しに必要な受入条件を確認できるよう、次の事項について掲載します。掲載内容は、「すべてのリチウムイオン電池等に共通するもの」と「膨張・変形したリチウムイオン電池等に特有のもの」に区分して整理します。
  - すべてのリチウムイオン電池等に共通するもの
    - 引渡しに当たって必要となる事前措置（端子の絶縁、個別梱包等）
    - 他の種類の電池が混在する場合の受入可否及び受入可能な電池の種類（ニカド電池、ニッケル水素電池、一次電池、鉛蓄電池、その他）
    - 受入可能な容器及び荷姿（ドラム缶、ペール缶、フレキシブルコンテナバッグ、浸漬の要否等）
    - 1 回当たりの最小受入重量及び最大受入重量等
  - 膨張・変形したリチウムイオン電池等に特有の受入条件
    - 水濡れ、砂や消火材の付着等の受入可否等

※5　問合せ先について

本リストには、市町村が引渡し方法について相談ができるよう問合せ先を記載します。問合

せ先は、市町村が直接連絡できる処理施設を記載するものとし、詳細は６．（１）に記載します。

（６）公表方法及び公表予定時期

公表方法：環境省のリチウムイオン電池等に関する特設サイトに掲載

公表予定時期：令和９年３月末頃

（７）本リストの位置付け

- 本リストは、市町村への情報提供を目的とした参考資料です。
- 環境省が掲載処理施設を認定、評価、推奨又は保証するものではありません。
- 本リストに掲載されていない施設と市町村との取引を妨げるものではありません。
- 市町村は、個別の契約等に先立ち、許可内容、受入条件、処理条件その他必要な事項を掲載処理施設へ確認する必要があります。

３．応募資格

応募する処理施設は、２．（３）に定める掲載対象である処理施設のうち、以下の要件を全て満たすものとします。

- 当該処理施設において、一般廃棄物処分業又は産業廃棄物処分業のいずれかの許可を有していること。
- 令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの間に、市町村が回収した民生用のリチウムイオン電池等の処理（無害化・ブラックマス原料化等）の実績を有し、その処理量を申告できること。ただし、試験研究における処理実績は申告対象外とする。
- 過去５年間において、以下の要件を全て満たしていること。

（ア） 廃棄物処理法に基づく許可の取消し、事業停止命令、改善命令、措置命令その他の行政処分を受けていないこと。

（イ） 労働安全衛生法、消防法、環境関係法令その他の関係法令に基づく行政処分を受けていないこと。

（ウ） 法人又はその役員等が、事業活動に関連する重大な法令違反又は不正行為（脱税、詐欺、贈収賄等）により刑事罰を科されていないこと。

４．応募方法及び応募期間

応募は、次の二段階で行います。応募希望者は、まず（１）に定める応募意向連絡を行い、事務局から申請様式の送付を受けた後、（２）に定める本申請を行ってください。各段階の提出書類は、電子ファイルにより、８．に記載する事務局のメールアドレス宛てに提出してください。

（１）応募意向連絡

応募希望者は、掲載を希望する処理施設ごとに、応募の意向及び処理施設名を電子メールの本文に記載の上、次の資料を提出してください。

- 一般廃棄物処分業許可証又は産業廃棄物処分業許可証の写し

応募意向連絡受付期間：令和８年 11 月 17 日から令和８年 12 月 18 日 17 時まで

事務局は、提出された許可証の内容を確認し、一般廃棄物処分業又は産業廃棄物処分業の許可の保有が確認できた応募希望者に対して、申請様式を送付します。なお、その他の応募資格への適合については、本申請において確認します。

（2）本申請

事務局から送付された申請様式に必要事項を記載し、提出してください。

本申請受付期間：令和8年11月17日から令和9年1月6日17時まで

各期限を過ぎて提出された書類は、原則として受理しません。

5．提出書類

（1）応募意向連絡

- 一般廃棄物処分業許可証又は産業廃棄物処分業許可証の写し

（2）本申請

- 申請様式
- その他、資格確認又は記載内容の確認のため事務局が提出を求める資料

なお、申請様式では、本リストに掲載する情報に加え、今後のリスト更新及び環境省における実態把握に活用する参考情報として、以下の事項を確認します。これらの事項に関する回答内容は本リストへ掲載せず、本リストへの掲載可否の判断にも影響しません。

（ア）応募施設が処理（無害化・ブラックマス原料化等）を行ったリチウムイオン電池等の回収元市町村名

（イ）処理設備等に関する情報

- リチウムイオン電池等の処理（無害化・ブラックマス原料化等）に使用する主な設備の形式（固定床炉、ロータリーキルン、電気炉等）
- リチウムイオン電池等の処理（無害化・ブラックマス原料化等）に使用する主な設備の処理能力

（ウ）環境・化学物質管理に関する情報

- 排ガス処理に使用する主な設備の形式（ろ過式集じん器、スクラバー、電気集じん器等）
- 化学物質管理の実施状況（安全データシート（SDS）等による取扱物質の危険性・有害性の把握、処理後物に係る成分・危険性・有害性の把握及び引渡先への情報提供等）

（エ）火災の発生状況に関する情報

- 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間におけるリチウムイオン電池等に起因する消防機関による消火活動を伴う火災の発生状況、原因及び再発防止措置

（オ）サステナビリティ情報の開示状況

- サステナビリティに関する情報を掲載した報告書等（サステナビリティレポート、統合報告書等）の公表の有無
- 公表している場合は、当該報告書等における以下の項目の記載の有無
  - 人権尊重に関する基本方針
  - 強制労働・児童労働の禁止、差別の防止等に関する方針
  - 労働安全衛生に関する方針
  - 労働災害の防止、従業員の健康・安全確保に関する方針
  - 取引先・委託先に対する人権・労働・環境面の配慮方針

- 取引先・委託先における人権・労働・環境面のリスク把握・管理に関する方針
- 環境保全に関する基本方針
- 事業活動に伴う環境負荷の低減に関する方針や取組

６．応募資格の確認方法及び結果の通知

（１）確認方法

事務局は、申請様式に記載された情報について、別紙 1 に記載の「処理の確認フロー」に基づき、応募資格への適合を確認します。なお、市町村が回収した民生用のリチウムイオン電池等の処理実績については、申請様式に記載された処理量により確認します。

また、本リストに掲載する問い合わせ先については、応募施設における前処理の実施状況に応じ、以下のとおり取り扱います。

① 応募施設が前処理及び処理（無害化・ブラックマス原料化等）の両方を行う場合

応募施設を問い合わせ先として掲載します。

② 応募施設が前処理を行わず、処理（無害化・ブラックマス原料化等）のみを行う場合

連携する前処理施設を問い合わせ先として掲載するかどうかを選択できます。

a. 問い合わせ先の前処理施設を掲載する場合

当該前処理施設から、本リストへの掲載について承諾を得てください。

b. 問い合わせ先の前処理施設を掲載しない場合

市町村からの問い合わせがあった際には、可能な範囲で、応募施設への引渡しが可能な前処理施設に関する情報を提供してください。

本公募では、競争的な採択又は順位付けは行いません。確認の過程で、追加資料の提出又はヒアリングを依頼する場合があります。

（２）結果の通知

掲載対象となる処理施設の応募者に対してのみ、令和 9 年 2 月～3 月中に、事務局から電子メールにより通知します。

７．掲載後の取扱い

（１）更新

本リストは、原則として定期的に更新する予定です。更新時期及び更新方法は、別途環境省ウェブページに掲載します。

（２）掲載情報の変更

掲載情報に変更が生じた場合は、速やかに以下の連絡先へ連絡してください。

連絡先：環境省環境再生・資源循環局　廃棄物適正処理推進課　hairi-haitai@env.go.jp

（３）掲載の取消し

応募内容に虚偽が認められた場合、掲載後に応募資格を満たさないことが判明した場合又は掲載後に処分業許可の失効・取り消し等により、掲載の継続が適切でないと判断された場合、掲載を取り消すことがあります。

８．応募先及び問合せ先

株式会社三菱総合研究所　GX 本部内

リチウムイオン電池等の処理施設リスト公募事務局

メールアドレス：lib-list@mri.co.jp